

令和元年度(2019年度)  
北海道景観形成ビジョンに基づく庁内連携について  
【一覧表】

令和元年(2019年)9月2日現在

令和元年度(2019年度) 北海道景観形成ビジョンに基づく庁内連携について【一覧表】

部	整理番号	関連計画・指針等 事業名等	概要	当年度の連携						連携の検討	連携内容	北海道景観審議会からの意見	実施結果	北海道景観審議会からの意見	今後の展開	局課
				会議等	研修会等	情報発信	策定・見直し	提案								
総合政策部	1	国土利用計画（北海道計画）	国土利用計画は、国土の利用に関する最も基本となる計画であり、総合かつ長期的な国土利用に関する行政上の指針となるもので、全国計画・都道府県計画・市町村計画があり、都道府県計画は全国計画を基本に、市町村計画は都道府県計画を基本として策定されるもの。国土利用計画（北海道計画）は、第5次計画として平成28年度（H29.3.30）に変更済み。												政策局土地水対策課	
	-1	該当なし		無	無	無	無	無							同上	
	2	北海道土地利用基本計画	土地利用基本計画は、国土利用計画(全国計画、都道府県計画)を基本とし、都道府県が定めるもので即地的な土地利用調整を個別具体的にを行うもので、計画(五地域区分)の変更は、個別規制法間の調整を経ることなどから、個別規制法の諸計画に対する上位計画として、行政内部の総合調整機能を担うとともに、開発行為等については規制の基準としての役割を果たすもの。北海道土地利用基本計画は、第5次計画として平成29年度（H30.3.27）に変更済み。												政策局土地水対策課	
	-1	該当なし		無	無	無	無	無							同上	
	3	北海道山村振興基本方針	山村振興法に基づき、山村の担っている国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の重要な役割を發揮させるため森林等の保全を図るとともに、山村における経済力の培養と住民の福祉の向上を図り、併せて地域格差の是正と地域経済の発展に寄与することを目的として、振興山村の振興に関する基本的な方針。												地域振興局地域政策課	
	-1	関連事業なし		無	無	無	無	無							同上	
	4	北海道離島振興計画	離島地域の自立的発展の促進、生活の安定、福祉の向上、地域間交流の促進を図るため、離島振興法第4条第1項に基づき、今後10年間の本道の離島振興の基本となる方向とその実現に向けた施策を示した計画。												地域振興局地域政策課	
	-1	関連事業なし		無	無	無	無	無							同上	
	5	北海道過疎地域自立促進方針	過疎地域自立促進特別措置法第5条の規定に基づき、道の過疎地域自立促進対策の大綱を示すとともに、市町村が過疎地域自立促進市町村計画を定める際の指針及び道が過疎地域市町村に協力して講じようとする措置の計画を定める際の指針。												地域振興局地域政策課	
	-1	関連事業なし		無	無	無	無	無							同上	
	6	公共事業景観づくり指針（空港）	-												航空局航空課	
	-1	関連事業なし		無	無	無	無	無							同上	

部	整理番号	関連計画・指針等 事業名等	概要	会議等					連携の検討	連携内容	当年度の連携			今後の展開	局課	
				会 議 等	研 修 会 等	情 報 発 信	策 定 ・ 見 直 し	提 案			北 海 道 景 観 審 議 会 か ら の 意 見	実 施 結 果	北 海 道 景 観 審 議 会 か ら の 意 見			
環 境 生 活 部	7	北海道環境基本計画	北海道環境基本条例第10条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する長期的な目標や施策の基本的事項を定めたもので、21世紀半ばを目標に「循環と共生を基調とする環境負荷の少ない持続可能な北海道」を目指すため、施策体系を「地域から取り組む地球環境の保全」「北海道らしい循環型社会の形成」「自然との共生を基本とした環境の保全と創造」「安全・安心な地域環境の確保」の4分野と「各分野に共通する施策」の5つに整理し、道の施策の基本的な方向と主な取組を示したもの。												環境局環境政策課	
	-1	関連事業なし		無	無	無	無	無							同上	
	8	北海道環境教育等行動計画	・「環境教育等促進法」第8条に基づく行動計画 ・「北海道環境基本条例」に基づく「北海道環境基本計画〔第2次計画〕」における「環境に配慮する人づくりの推進」をより総合的・体系的に進めるための個別計画 ・（目指す方向）道民一人ひとりが参加し協力しながら、持続可能な社会を築いていくため、環境保全意識を持ち主体的に行動できる人づくりを進める。												環境局環境政策課	
	-1	地域環境学習講座「eco-アカデミア」	地域における自主的な環境保全活動を支援するため、住民団体等が主催する環境学習講座に講師を派遣する。	無	無	無	無	無							同上	
	9	北海道空き缶等の散乱防止に関する基本方針	「北海道空き缶等の散乱防止に関する条例」（平成15年条例第34号）に基づいて、すべての道民、事業者が、自主的に環境保全に取り組み、空き缶等の散乱防止に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するための必要な事項を定めたもの												環境局循環型社会推進課	
	-1	ごみの散乱防止などに関するポスター及び標語の募集	ごみの散乱防止や不法投棄防止などに関するポスター及び標語の制作過程を通じて、北海道の恵まれた環境を保全することへの理解と関心を深めるとともに、優秀作品の表彰や展示などをいを行い、不法投棄防止、環境美化などの普及啓発に役立てる。	無	無	無	無	無							同上	
	10	北海道海岸漂着物対策推進計画	平成21年7月に公布された「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成21年法律第82号）」に基づき、道内の海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進する目的で策定。												環境局循環型社会推進課	
	-1	海岸漂着物等対策推進事業	海岸漂着物等の海洋ごみ、漂着物及び海底の堆積物に係る喫緊の問題を解決するために不可欠である地域の取組を支援し、海洋ごみ対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。	有	無	有	無	無	(1)会議にて、景観の保全に関する取り組みを盛り込んでいた。また、(2)当課の「ほっかいどう景観だより」などのホームページのお知らせ又はリンクなど、相互に情報発信を行いたい。	(1)国やNPOなどで構成する協議会(例年1回3月中旬)は今年7月29日開催、一般の方も含めたシンポジウムは(年1回2月)は12月頃に国で開催する内容等を考慮して開催しており、令和2年度に向けて調整を行う。 (2)今年度は、情報の発信方法について、相互調整を行う。準備が整い次第、連携を行う。					同上	
	11	自然公園公園計画（各公園ごと）	公園の景観形成及び利用現況など各公園ごとの特性を踏まえ、公園の風致景観を保護するとともにその特性に対応した適正な利用が行われるよう、中長期的な視点に立ち、風致景観を維持するため保護及び利用のための施設の整備方針と生態系の維持又は回復のための事業の実施方針を明らかにした「事業計画」によって構成されている。												環境局生物多様性保全課	
	-1	該当事業なし		無	無	無	無	無							同上	
	12	北海道生物多様性保全計画	生物多様性の保全と持続可能な利用の視点で道における自然環境に関わる取組をとりまとめた計画													環境局生物多様性保全課
	-1	該当事業なし		無	無	無	無	無							同上	
	13	北海道自然環境保全指針	本道の良好な自然環境を将来にわたって適切に保全していくため、すぐれた自然の地域や身近な自然の地域がどこに、どれくらいあり、これらの地域をどのようなレベルで保全していくかを明らかにするとともに、自然環境の保護と利用に関する取組を長期的に進めていくための目標と方向を示す指針												環境局生物多様性保全課	
	-1	該当事業なし		無	無	無	無	無							同上	
	14	知床世界自然遺産地域多利用型統合的海岸管理計画	世界自然遺産登録を契機として、遺産地域内海域の海洋生態系の保全と、漁業や海洋レクリエーションなどの人間活動による適正な利用との両立を将来にわたって維持していくため、統合的な海岸管理計画を2007年（平成19年）に策定し、遺産地域内の海域の管理を推進。知床世界自然遺産地域科学委員会での検討結果を踏まえ平成30（2018）年3月、第3期を策定。												環境局生物多様性保全課	
-1	該当事業なし		無	無	無	無	無							同上		
15	北海道文化振興指針	道民の文化に対する関心や期待の高まりに応えていくためには、道が行う様々な文化振興施策を総合的・効果的に推進し、文化行政を積極的に進めていく必要があり、北海道文化振興条例は、文化振興に対する道の姿勢や役割を明らかにするとともに、道の文化行政の基本となる事項を定め、北海道文化振興指針は、この条例に基づき、道が行う文化振興施策の基本的な方向を明らかにするものであり、今後、この指針に沿って文化振興施策を推進に努める。												文化局文化振興課		
-1	文化振興事業費（生活文化活動振興事業費）	地域の文化振興に貢献している個人または団体にに対し、その活動を顕彰するとともに広く道民に紹介し、文化活動の奨励、一層の活性化を図ります。また、本道の文化・スポーツの普及・振興に寄与すると認められる各種大会を支援・奨励。	無	無	無	無	無								同上	
-2	文化振興事業費（北海道文化財団補助金）	北海道文化振興条例及び北海道文化振興指針に基づき、文化振興施策を機動的かつ効果的に推進するため、（公財）北海道文化財団が行う事業に対して助成。	無	無	無	無	無								同上	
-3	文化振興事業費（北海道劇場推進事業費）	北海道劇場の理念の実現に向けて、多彩な舞芸芸術の創造活動や本道の舞台芸術を支える人材の育成、ネットワークの形成促進、観客の拡大に取り組む。	無	無	無	無	無								同上	
-4	文化振興事業費（一般財団法人地域創造負担金）	地域における創造的で文化的な表現活動のための環境づくりを行うとともに、地方公共団体が実施するこれらの活動を支援するために設立された一般財団法人地域創造に対して負担金を支出。	無	無	無	無	無								同上	
-5	文化振興事業費（文化団体活動費補助金）	北海道における芸術文化の水準の向上を図るため、北海道文化団体協議会が行う事業に対し、その経費の一部を助成。	無	無	無	無	無								同上	
-6	文化振興事業費（芸術文化活動費補助金）	北海道の交響楽による音楽芸術の水準向上を図るため、公益財団法人札幌交響楽団の活動に対し助成。	無	無	無	無	無								同上	
-7	文化振興事業費（PMF開催事業費補助金）	世界的に優れた音楽の鑑賞会の提供と本道芸術文化の振興を図るため実施されるパシフィック・ミュージック・フェスティバルの道内地方公演に対し助成。	無	無	無	無	無								同上	
-8	文化振興事業費（文化発信拠点づくり推進事業費）	道民共有の貴重な財産である赤レンガ庁舎を、北海道の多様な文化芸術活動の発表の場などの文化の発信拠点として活用を図る。	無	無	有	無	無	当課の「ほっかいどう景観だより」などのホームページのお知らせ又はリンクなど、相互に情報発信を行いたい。	今年度は、情報の発信方法について、相互調整を行う。準備が整い次第、連携を行う。						同上	
-9	文化振興事業費（地域メディア芸術推進事業費）	道民の文化活動への参加意欲の向上と参加機会の拡充を図るため、「北のまんが大賞」を実施するとともに、入賞者のスタッフアップ支援として、道の広報媒体制作への積極的な起用を推進。	無	無	無	無	無								同上	

部	関連計画・指針等		概要					当年度の連携					局 課		
	整理番号	事業名等	会議等	研修会等	情報発信	策定見直し	提案	連携の検討	連携内容	北海道景観審議会からの意見	実施結果	北海道景観審議会からの意見		今後の展開	
経済部	16	北海道地域商業活性化方策	「北海道地域商業の活性化に関する条例」に基づき、地域商業の活性化に向けた具体的な取組の方向性を示す指針として策定。本方策に基づき、地域の様々な関係者の協働のもと、地域商業の活性化に向けた積極的な取組を促進。										地域経済局中小企業課		
	-1	関連事業なし	無	無	無	無	無	-	-	-	-	-	-	地域経済局中小企業課	
	17	北海道地域貢献活動指針	「北海道地域商業の活性化に関する条例」に基づき、事業者等による地域貢献活動の望ましい姿を提示する指針として策定。本指針に基づき、地域のまちづくりに配慮した活発な地域貢献活動を促進。										地域経済局中小企業課		
	-1	関連事業なし	無	無	無	無	無	-	-	-	-	-	-	地域経済局中小企業課	
	18	北海道観光のくにつくり行動計画	「北海道観光のくにつくり条例」に基づき、観光事業者や関係団体、道民、道をはじめとする行政機関など、観光にかかわるすべての関係者が連携・協働して観光振興に関する施策を総合的、計画的に推進するための基本的な計画。										観光局		
	-1	関連事業なし	無	無	無	無	無	-	-	-	-	-	-	同上	
	19	北海道グリーンツーリズム展開方針	農山漁村の自然や文化、人々との交流を楽しむグリーン・ツーリズムを通じて、都市と農山漁村とのつながりをより身近で緊密なものとしていこうとする基本的な考え方を背景に、各地域で地域の特性に応じた多様なツーリズムの取組を進めていくため、観光事業者や農林漁業者をはじめとした関係者の役割を踏まえ、関連する分野での道の取組の考え方を示す。										観光局		
	-1	体験型観光受入整備・ブランド力向上事業（※2定）	・アウトドアの好適地である北海道の認知度向上のため、アウトドアファン層の関心が高いコンテンツを中心に、WEBと紙媒体による情報発信、PRイベントの開催、メディアやアウトドアメーカー等とのタイアップにより、広く道内外に北海道ならではのアウトドア情報を発信する。 ・道内各地域の観光事業者が持つ体験プログラムを旅行会社等に提供し、旅行商品の造成・販売の働きかけを行うための商談会を開催する。	無	無	無	無	無	-	-	-	-	-	-	同上
	20	北海道アウトドア活動振興推進計画	豊かな北海道を将来の世代に引き継ぐとともに、アウトドア活動の持っている可能性を最大限に生かした地域づくりを進めるため、平成13年10月に「北海道アウトドア活動振興条例」を制定。アウトドア活動の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定する計画であり、観光振興に関する施策の基本的な方向性を示す「北海道観光のくにつくり行動計画」の施策別計画としての性格を有する。										観光局		
	-1	アウトドア活動振興環境整備事業費	・北海道アウトドア資格制度の運営に係る個人資格等認定登録・管理、有識者会議の開催、資格制度普及PR	無	無	無	無	無	-	-	-	-	-	-	同上
-2	体験型観光受入整備・ブランド力向上事業（※2定）	・アウトドアの好適地である北海道の認知度向上のため、アウトドアファン層の関心が高いコンテンツを中心に、WEBと紙媒体による情報発信、PRイベントの開催、メディアやアウトドアメーカー等とのタイアップにより、広く道内外に北海道ならではのアウトドア情報を発信する。 ・道内各地域の観光事業者が持つ体験プログラムを旅行会社等に提供し、旅行商品の造成・販売の働きかけを行うための商談会を開催する。	無	無	無	無	無	-	-	-	-	-	-	同上	
農政部	21	北海道農業・農村振興推進計画	北海道農業・農村振興推進計画は、本道農業・農村の役割や期待を踏まえつつ、情勢の変化や課題に的確に対応し、将来に向けて持続的に発展していけるよう、農業・農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、「北海道農業・農村振興条例」（平成9年北海道条例第10号）第6条に基づき策定。										農政課		
	-1	該当なし	無	無	無	無	無	-	-	-	-	-	-	同上	
	22	北海道農業振興地域整備基本方針	国が定める「農用地等の確保に関する基本指針」に基づき、北海道では農業振興地域整備基本方針を定め、確保すべき農用地等の面積の目標の設定等を行うとともに、当該基本方針に基づき、今後相当長期（おおむね10年以上）にわたり、農業の振興を図ることが相当であると認められる地域について農業振興地域を指定する。										農業経営局農地調整課		
	-1	関連事業該当なし	無	無	無	無	無	-	-	-	-	-	-	同上	
	23	北海道農業農村整備推進方針	本道の農業・農村を取り巻く情勢の変化や課題に的確に対応し、将来にわたって農業・農村が持続的に発展し、生命と健康の源である安全・安心な「食」を安定的に供給していけるよう、農業農村整備の展開方向を明確にし、今後の進め方や重点的な取組などを示したもの。										農村振興局農村設計課		
	-1	農業農村整備事業	農地や農業水利施設等の農業生産基盤の整備と農村環境の整備を通じて、農業・農村の持続的発展を図り、食の安定供給の確保や、農業・農村が有する多面的機能の発揮を図る。	無	無	無	無	無	-	-	-	-	-	-	同上
	24	北海道農業農村整備環境配慮指針	農業農村整備事業の実施にあつては環境との調和への配慮について、取組を一層推進していくため、環境配慮の基本的な考え方や具体的な配慮事項を明らかにすることを目的として本指針を策定、運用している。										農村振興局農村設計課		
	-1	農業農村整備事業	農地や農業水利施設等の農業生産基盤の整備と農村環境の整備を通じて、農業・農村の持続的発展を図り、食の安定供給の確保や、農業・農村が有する多面的機能の発揮を図る。	無	無	無	無	無	-	-	-	-	-	-	同上
	25	農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本方針	グリーン・ツーリズムに係る基盤整備の促進を目的として、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号。）が制定されるとともに、食料・農業・農村基本法及び北海道農業・農村振興条例においても都市と農村の交流の促進が食料や農業への関心を高め健康でゆとりある国民生活に資するための重要な施策として位置づけられたことから、国、道及び市町村が連携してグリーン・ツーリズムの推進のための各種施策を展開。										農村振興局農村設計課		
	-1	地域がうるおう農村ツーリズム展開事業	都市と農村の交流を拡大するため、農山漁村の豊かな自然や食、歴史・文化、生活体験などを観光資源として活かし、農林漁業や観光業など多様な主体が地域ぐるみで「農泊」や「教育旅行」に取り組む「農村ツーリズム（農泊）」や「北海道」を推進し、市町村等行政職員や取り組む実践者を対象に、受入体制づくりや人材育成に関する実践ノウハウを学ぶ研修会等を開催。	有	有	有	無	無	(1)会議等・道職員向けの研修等にて、当該事業と景観づくりとの関わりを講演等により周知を図りたい。 (2)当課の「ほっかいどう景観だより」などのホームページのお知らせ又はリンクなど、相互に情報発信を行いたい。	(1)会議(11月頃)は10分程度の報告(説明)を向けて調整を行い、職員研修(9月頃)については準備期間がないため、令和2年度以降で調整する。 (2)今年度は、情報の発信方法について、相互調整を行う。準備が整い次第、連携を行う。 ※ 当事業期間が今年度で終了であり、継続については現段階で未定。	-	-	-	-	同上
26	公共事業景観づくり指針（農地）	-										農村振興局事業調整課			
-1	該当事業なし	無	無	無	無	無	-	-	-	-	-	-	同上		
水産林務部	27	北海道森林づくり基本計画	・当該計画は、「北海道森林づくり条例（平成14年制定）」に基づき、百年先を見据えた森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定。 ・近年の森林づくりの動向・課題を踏まえ、森林づくり条例の基本理念である「地域の特性に応じた森林づくり」及び「林業及び木材産業の健全な発展」、「道民との協働の森林づくり」を実現するため、「森林資源の循環利用の推進」及び「木育の推進」を基本的な方向として施策を推進。										総務課		
	-1	関連事業なし	無	無	無	無	無	-	-	-	-	-	-	同上	
	28	北海道水産業・漁村振興推進計画	「北海道水産業・漁村振興条例（H14.3）」に基づき、条例に掲げている道が講ずる基本的な施策を、総合的かつ計画的に進めるために策定。本道の水産業・漁村を取り巻く情勢が大きく変化していることから、現行計画においては、こうした変化に対応した水産業の体質強化と漁村の活力向上に向けて、施策を展開。										総務課		
	-1	関連事業なし	無	無	無	無	無	-	-	-	-	-	-	同上	
	29	公共事業景観づくり指針（港湾・漁港）	-										水産局漁港漁村課		
	-1	関連事業なし	無	無	無	無	無	-	-	-	-	-	-	同上	
30	公共事業景観づくり指針（海岸）	-										水産局漁港漁村課			
-1	関連事業なし	無	無	無	無	無	-	-	-	-	-	-	同上		
31	公共事業景観づくり指針（治山）	道が実施する公共事業における景観づくりのための基本的な考え方や方向性を定めたもの。										林務局治山課			
-1	治山事業	国土の保全、水源の涵養など保安林が有する公益的機能の持続的発揮により地域の安全で安心できる豊かな生活を確保するため、荒廃山地における治山施設の設置や重要な水源地域における荒廃森林の整備、生活環境を保全する防災林の整備などを実施。	無	有	無	無	無	研修会等で、当事業と景観との関わりなどを講演等にて周知を図りたい。	令和2年度の実施に向けて、年間の計画・内容などの調整を行う。	-	-	-	-	林務局治山課	

部	関連計画・指針等		概要					当年度の連携					局課		
	整理番号	事業名等	会議等	研修会等	情報発信	策定見直し	提案	連携の検討	連携内容	北海道景観審議会からの意見	実施結果	北海道景観審議会からの意見		今後の展開	
建設部	3 2	公共土木施設の維持管理基本方針	多くの道民が身近で広く利用し、生活や経済活動を支える道路や、自然災害から人命や財産を守る河川、砂防、海岸等の公共土木施設の維持管理について、基本的な考え方を取りまとめたものであり、維持管理を進めていく上での指針として活用しているもの										建設政策局維持管理防災課		
	- 1	該当なし	無	無	無	無	無	-	-	-	-	-	-	同上	
	3 3	公共事業景観づくり指針（道路）	-										土木局道路課		
	- 1	蘭越ニセコ倶知安線無電柱化事業（防災安全交付金）	景観法に基づく計画地区内における道路の無電柱化	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	土木局道路課
	3 4	北海道の川づくり基本計画	近年頻発する洪水被害などを踏まえ、今後の水防災対策を推進していくため、北海道が目指す川づくりに対する基本的な方針を示したもの。（平成31年3月に「北海道の川づくり基本計画」の考え方を継承しつつ治水対策の考え方を追加した「北海道の川づくりビジョン」を策定。）										土木局河川砂防課		
	- 1	該当事業なし	無	無	無	無	無	-	-	-	-	-	-	同上	
	3 5	河川整備基本方針	河川法16条に基づき、水系全体を見渡して、計画高水流量等、河川工事及び河川の維持についての基本となる方針を定めたもの。										土木局河川砂防課		
	- 1	該当事業なし	無	無	無	無	無	-	-	-	-	-	-	同上	
	3 6	河川整備計画	河川法16条の2に基づき、河川整備基本方針に沿って、20～30年後の河川整備に関する目標を明確にして、ダム、堤防等の具体的な河川の工事及び維持の両面に渡り具体的な内容を定めたもの。										土木局河川砂防課		
	- 1	該当事業なし	無	無	無	無	無	-	-	-	-	-	-	同上	
	3 7	公共事業景観づくり指針（河川・水路）	-										土木局河川砂防課		
	- 1	該当事業なし	無	無	無	無	無	-	-	-	-	-	-	同上	
	3 8	海岸保全基本計画	北海道の海岸は、背後に多くの人命や財産が集中しているとともに、海と陸が接したような生物が相互に関係しながら生息している。また、近年、環境意識の高まりや心の豊かさへの要求にも対応する海岸づくりが求められている。このようなことから、災害からの海岸防護に加え、海岸環境の整備と保全及び公衆の適正な利用の確保を図り、これらが調和するよう、総合的に海岸の保全を推進するため、各沿岸毎に海岸保全基本計画を策定している。										土木局河川砂防課		
	- 1	高潮対策事業	近年、台風や低気圧が頻繁に襲撃し、高波被害が発生するなどにより海岸防護の要望が多くなっている。しかし、海岸事業の予算確保が厳しく、地域住民の要望に応えられることができていない状況である。少ない予算の中で優先順位を考慮し整備を進めているが、要望になるべく多く対応できるよう、効果的であり経済的な海岸保全施設の工法を検討する「海岸保全施設の新工法検討協議会」を開催する予定。	有	無	無	無	無	効果的・経済的な海岸施設の工法検討にあわせて、景観への配慮事項をどのように反映できるのか検討したい。	景観審議会等からの意見をもとに検討し、相互に調整する。	-	-	-	-	同上
	3 9	北海道景観計画	景観法第8条の規定に基づき、景観計画区域における良好な景観を形成するために必要な事項（関係する法令及び条例に則す）を定めたもの。 ・景観計画区域 ・良好な景観の形成に関する方針 ・法に規定する広域性の制度等を活用するために必要な事項										まちづくり局都市計画課		
	4 0	北海道公共事業景観形成指針	公共事業は、その規模や公共性から、地域の景観に及ぼす影響が大きいことから、機能的、経済性及び安全性などの様々な視点からの検討と同様に、より快適な環境づくりや持続可能な地域づくりを観点に立ち、優れた自然景観、農林水産業などの産業活動により形づくられた景観、歴史や文化を生かした景観などに配慮が大切であるため、公共事業の実施にあたっての基本的な考え方や方向性を定めたもの。										まちづくり局都市計画課		
	4 1	羊蹄山麓広域景観づくり指針	羊蹄山麓地域（蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町）の広域景観づくりを進めるために策定したものの。広域景観づくりにあたって、基本方針（山並景観、水辺景観、田園景観、沿道景観、市街地景観、観光地景観）や、建物などの規模などを基準を定め、地域全体に共通する課題として取り組む。										まちづくり局都市計画課		
	4 2	羊蹄山麓景観広告ガイドライン	羊蹄山麓地域の美しい景観を守り育てることを目的として、景観と調和した広告・サインのガイドラインとして策定し、「羊蹄山麓らしさ」、「見やすさ、わかりやすさ」、「魅力的なデザイン」の3つの目標を設け、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町の5町2村の全域に基準を定めたもの。										まちづくり局都市計画課		
	- 1	屋外広告物景観指導対策費	北海道屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の許可事務、規制内容の周知、違反広告物の実態把握と是正指導、屋外広告業者に対する指導及び無登録業者の取締り、広告景観の向上に資するための道民意識の啓発など優良な広告景観形成のために講じる施策に要する経費。	無	無	無	無	無	-	-	-	-	-	-	同上
	4 3	新千歳空港アクセス沿道景観形成ガイドライン	北海道の豊かな自然景観を期待し、観光客の多くは航空機を利用して来道している状況を勘案し、「北国らしい景観形成」を推進するため、「北海道の顔」と位置づけられる「新千歳空港アクセス沿道景観」の向上を推進するため、ゾーンと基準を設定し、北の空の玄関口としての広告景観の形成を図る。										まちづくり局都市計画課		
- 1	屋外広告物景観指導対策費	北海道屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の許可事務、規制内容の周知、違反広告物の実態把握と是正指導、屋外広告業者に対する指導及び無登録業者の取締り、広告景観の向上に資するための道民意識の啓発など優良な広告景観形成のために講じる施策に要する経費。	無	無	無	無	無	-	-	-	-	-	-	同上	
4 4	北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドライン	太陽電池発電設備及び風力発電設備などの大規模な施設整備にあたって、事業者が北海道の雄大な自然景観やまちなみ景観などの周辺環境との調和を図るために配慮すべき考え方を示すとともに、まちづくりの中心となる市町村や地域住民の方々の理解を深めることを目的としている。										まちづくり局都市計画課			
4 5	北海道都市計画マスタープラン	北海道の都市の現状と都市計画の抱える課題を踏まえ、都市の将来像や都市計画のあり方等について目指すべき方向性を示し「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を定めていく際の道筋を示すものとして策定したものの										まちづくり局都市計画課			
- 1	北海道都市計画マスタープラン	無	無	無	無	無	-	-	-	-	-	-	同上		
4 6	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（都市計画区域マスタープラン）は、都市計画相互間のきめ細かい調整を図り、都市計画の総合性及び一体性を確保するための都市計画区域における基本的な方針として定めたもの。										まちづくり局都市計画課			
- 1	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	無	無	無	無	無	-	-	-	-	-	-	同上		
4 7	コンパクトなまちづくりに向けた基本方針	「コンパクトなまちづくり基本方針」は、持続可能な都市づくりを目指すための基本理念を「コンパクトなまちづくり」として策定したものの。この基本方針では、都市計画法に基づく制度、手続及び中心市街地活性化法に基づく基本計画の作成などに関し、道の基本的な考え方を示したものの。										まちづくり局都市計画課			
- 1	コンパクトなまちづくりに向けた基本方針	無	無	無	無	無	-	-	-	-	-	-	同上		
4 8	北海道みどりの基本方針	道内都市圏における緑地の保全や緑化の推進等に係る考え方や方向性を示し、都市の「みどりの」保全や整備並びに質の向上や有効活用を図って、道民の健康で文化的な都市生活を確保することを目的としており、市町を越えた広域公園の配置方針や道の「都市計画区域マスタープラン」並びに市町の「都市計画マスタープラン」や「緑の基本計画」などを策定する際の指針となるもの。										まちづくり局都市計画課			
- 1	都市公園事業	都市公園は、住民のレクリエーションや憩いの場であるとともに、多様な防災機能、良好な景観創出、環境問題の改善効果など、多面的な効用のある重要な都市施設です。これまでの整備拡大だけではなく、計画的なストックマネジメントや防災公園の整備による都市防災の推進、都市公園の機能の再編による地域の活性化などに、関係市町とともに取り組んでいます。道立公園については、現在11箇所を供用しています。老朽化が進む施設の改築更新、トイレ等のバリアフリー化、公園施設の耐震化、再整備による施設のリニューアル等に取り組んでいます。また、近年は都市公園等における災害被害も多発しており、被害を受けた市町の公園等の災害復旧に係る指導監督事務も行っていきます。	有	無	有	無	無	(1)会議にて、当事業と景観との関わりなどを講演等により周知を図りたい。 (2)パネル展に展示するパネルについて、相互にPRするためのパネルを設置を行いたい。	(1)会議が、8月29日開催のため、令和2年度に向けて調整する。 (2)景観は道庁にて5月末にスタート、その後各振興局にて11月末までの間、順次展示。公園は北大からパネルを借りて7月22・23日で実施している状況を踏まえ、令和2年度に向けて調整する。	-	-	-	-	まちづくり局都市環境課	

部	関連計画・指針等		概要					当年度の連携					局 課						
	整理番号	事業名等	会議等	研修会等	情報発信	策定・見直し	提案	連携の検討	連携内容	北海道景観審議会からの意見	実施結果	北海道景観審議会からの意見		今後の展開					
建設部	49	北の住まいるタウン	人口減少、高齢化が急速に進む北海道の市町村において、「コンパクトなまちづくり」「低炭素化・資源循環」「生活を支える」取組を一体的かつ連携させながら、持続可能な、誰もが安心して心豊かに住み続けられるまち・地域づくりを進める。 (「北の住まいるタウンの基本的な考え方」、「北の住まいるタウン実践ガイドブック」を作成済み)												まちづくり局都市計画課				
	-1	北の住まいるタウン普及啓発等事業	有	無	有	有	無	(1)会議等は、スケジュール及び内容等を検討し、調整を図りたい。 (2)情報発信等は、当課の「ほっかいどう景観だより」などのホームページのお知らせ又はリンクなど、相互に情報発信を行いたい。 (3)防災の視点を加えた改定にあわせて、景観の視点も含めた調整を図りたい。	当事業については、「防災」の視点を加えた取組の検討が行われており、今後、この検討にあわせて調整を行うこととし、(1)(2)(3)の連携は、令和2年度以降に向けて取り組むこととする。	-	-	-	-	-	同上				
	50	公共事業景観づくり指針（道路）（電線地中化含む）	・整理番号33 公共事業景観づくり指針（道路） 33-1 蘭越エセコ俱知安線無電柱化事業（防災安全交付金） ※ 建設部土木局道路課にて事業実施												まちづくり局都市環境課				
	-1	該当事業なし	無	無	無	無	無	-	-	-	-	-	-	-	同上				
	51	公共事業景観づくり指針（公園・緑地）	-												まちづくり局都市環境課				
	-1	都市公園事業	・「整理番号48 北海道みどりの基本方針」にて記載					無	無	無	無	無	-	-	-	同上			
	52	空き家等対策に関する取組方針	空家等対策の推進に関する特別措置法を踏まえ、住宅ストックの循環利用や生活環境の保全に向けて、空き家等の有効な活用などに取り組むとともに、市町村の空き家等対策を積極的に支援することを目的に平成27年12月に策定。												住宅局建築指導課				
	-1	空き家対策推進事業	「空き家等対策に関する取組方針」に基づき、北海道空き家情報バンクの運営・周知や市町村の取組に対する支援などを実施する。					有	有	有	無	無	(1)会議(年2回)にて、当該事業と景観づくりとの関わりなどを講演等により周知を図りたい。 (2)当課の「ほっかいどう景観だより」などのホームページのお知らせ又はリンクなど、相互に情報発信を行いたい。	(1)会議について、今年度2回目の会議(2月開催予定)に向けて調整する。(1回目は7月) (2)今年度は、情報の発信方法について、相互調整を行う。準備が整い次第、連携を行う。	-	-	-	-	同上
	53	北海道住生活基本計画	本道における住宅施策の目標、施策の方向性、重点的な取組を定め、具体的な住宅施策を推進することを目的に策定する計画（住生活基本法第17条第1項に規定する都道府県計画として策定）												住宅局住宅課				
	-1	道営住宅整備事業	無	無	無	無	無	-	-	-	-	-	-	-	同上				
54	公共事業景観づくり指針（公共建築物等）	-												住宅局住宅課					
-1	道営住宅整備事業	無	無	無	無	無	-	-	-	-	-	-	-	住宅局住宅課					
55	公共事業景観づくり指針（公共建築物等）	行政サービス施設をはじめとして、集会施設、学校施設、住宅施設その他の公共建築物等は、人々の生活を支える地域の重要な建築物であり、それ自身が地域の景観の中でシンボリックな役割を担っている。 ・周辺景観との調和を図りつつ、地域の景観を先導する新たな空間を形成するよう努める。 ・住民が利用する施設については、明るく開放的に地域に親しまれる意匠とするよう努める。												建築局計画管理課					
-1	該当事業なし	無	無	無	無	無	-	-	-	-	-	-	-	同上					
教育庁	56	北海道教育推進計画	本道における教育振興のための施策に関する基本的計画であり、教育基本法に基づき、国の教育振興基本計画を参酌して策定したもの。												総務政策局教育政策課				
	-1	ほっかいどう生涯学習ネットワークカレッジ（道民カレッジ）事業	産学官の連携による生涯学習を支援する体制の整備を図り、様々な学習機会を体系的に構築・提供することによって、道民の生涯学習をより一層振興するとともに、自立した北海道を創造する人材の育成を図る。					有	無	有	無	無	(1)道民カレッジについて、委員・職員・景観整備機構等による講座を設けるかの検討したい。 (2)当課の「ほっかいどう景観だより」などのホームページのお知らせ又はリンクなど、相互に情報発信を行いたい。	(1)道民カレッジの目的や要件にあう対応が可能か検討を行う。 (2)地域生涯学習活動実践交流セミナー(令和2年2月13～14日実施)のパネル展示に「景観学習」に関するパネル展示を検討する。また、道民カレッジのホームページやSNS等との連携については(1)と併せて検討する。 ※北海道社会教育セミナー(5月30～31)のパネル展示は、令和2年度に向けて調整を行う。	-	-	-	-	生涯学習推進局生涯学習課